



山口市タクシー利用券について

令和6年度から、高齢福祉課発行の「おでかけサポートタクシー利用券」と障がい福祉課発行の「福祉タクシー利用券」を統一し、名称を「山口市タクシー利用券」に改めます。
この改正に併せ、使用方法等を下記のとおり一部変更します。

R6.4.1～

利用券名	山口市タクシー利用券	
所管課	高齢福祉課 山口市おでかけサポートタクシー料金助成事業	障がい福祉課 山口市福祉タクシー料金助成事業
マーク		
対象者	① 山口市に住民票がある、要支援・要介護認定を受けている方、及び総合事業対象者の方 ② グループタクシー利用券の交付を受けていない方	① 山口市に住民票があり、身体障害者手帳(赤)、療育手帳(緑)、精神障害者保健福祉手帳(青)のいずれかの交付を受けている方 ※他県で発行された手帳は色が異なる場合有 ② グループタクシー利用券の交付を受けていない方
金額	1枚の金額：200円 1冊の枚数：60枚	
使用方法	介護保険被保険者証を提示	障害者手帳を提示
	1回の乗車につき、乗車料金が1,000円以下は2枚まで使用可能 乗車料金が1,000円を超える場合は3枚使用可能、1,500円以降は500円を超えるごとに1枚追加使用可能(身障、療育手帳提示者の場合は、1割引後の料金で判断)	

※山口市タクシー利用券(障がい福祉課所管分)には、上記の一般用のほかに、人工透析での通院用もあります。金額や使用方法是一般用と変わりません。

※介護タクシーは移送運賃のみに利用券が使用可能です。介護サービスに係る部分は使用不可。

(参考)

乗車料金 (円)	利用上限 (枚)	助成上限金額 (円)
～1,000	2	400
1,001～1,500	3	600
1,501～2,000	4	800
2,001～2,500	5	1,000
2,501～3,000	6	1,200
3,001～3,500	7	1,400
3,501～4,000	8	1,600
4,001～4,500	9	1,800

乗車料金 (円)	利用上限 (枚)	助成上限金額 (円)
4,501～5,000	10	2,000
5,001～5,500	11	2,200
5,501～6,000	12	2,400
6,001～6,500	13	2,600
6,501～7,000	14	2,800
7,001～7,500	15	3,000
7,501～8,000	16	3,200
8,001～8,500	17	3,400